

定款の変更

定款第42条による、定款の一部変更を行います。

(下線部分が変更となります)

新	旧
(開催) 第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は<u>毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。</u> 2. <u>理事の選任を行う事業年度においては、その年の1月中に理事を選任するための臨時総会を開催する。</u> (招集) 第15条 2. 総会を招集する場合には、<u>総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。</u> 5. <u>第2項に定める通知について、電磁的方法による通知を承諾しなかった社員及び通知内容を記載した書類の交付を求めた社員に対しては、書面による通知を発しなければならない。</u> (電磁的方法による議決権の行使及び議決権の代理行使) 第19条 総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について、<u>電磁的方法をもって表決し、又は委任状その他の代理権の証明を電磁的方法で会長に提出して、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</u>この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。 (役員の設置) 第21条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>3名以上</u> (2) 監事 2名以内 (役員の任期) 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、<u>最終の事業年度終了後1箇月以内に開催される臨時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</u><u>ただし、当該事業年度終了後、当該臨時総会より前に通常総会が開催される場合、理事の任期はその通常総会の終結のときまでとする。</u> 2. 監事の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</u>	(開催) 第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は<u>毎年2月に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。</u> 2. (新設) (招集) 第15条 2. 総会を招集する場合には、<u>総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。</u> 5. (新設) (書面による議決権の行使及び議決権の代理行使) 第19条 総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について、<u>書面をもって表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</u>この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。 (役員の設置) 第21条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>20人以上35人以内</u> (2) 監事 2名以内 (役員の任期) 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、<u>最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</u> 2. 監事の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</u>

※附則 この定款は、令和2年2月10日から施行する